



児童手当の各種手続きに電子申請をご利用 できます

※静岡市の児童手当は主要手続きが電子申請可能です

●窓口への来課不要

●いつでも手続き可能

マイナポータル(※1)の「ぴったりサービス」を使って、静岡市では児童手当の各種手続きについて電子申請による受付(※2)を行っています。

※1 政府が運営しているマイナンバーカードを利用したオンラインサービスです。

※2 電子申請を利用するには、手続きを行う資格がある方のマイナンバーカードが必要です。

※3 住所、氏名、生年月日、続柄の変更があった場合、電子申請前にマイナンバーカードの更新手続きが必要です。(変更が未完了の場合は申請エラーとなります)。

【電子申請 はこちらから】



URL : https://myrna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form

①市町村名に「静岡県・静岡市」が選択されていることを確認



②キーワード検索で「児童手当」を検索



③お探しの手続きを選択し申請する

電子申請するとき用意するもの

① 受給者（請求者）本人のマイナンバーカード

【注意！】住所、氏名、生年月日、続柄に変更があった場合は変更手続済のもの

② P C 端末またはスマートフォン

(一部のスマートフォンについては電子申請に対応していません。詳細は上記QRコードからHPをご確認ください)

③ I C カードリーダーライター

(P C 端末で手続きされる方で、QRコードでのログインが出来ない方のみ)

④ 各種手続きに必要な添付書類

(詳細は右下QRコードから市HP内の「児童手当手続き一覧」、またはぴったりサービス内の必要な添付書類欄でご確認ください)

● 裏面 電子申請の際の注意事項もご確認ください ●

【お問い合わせ】お住まいの区の子育て支援課(各区役所内)まで

◆葵 区: ☎054-221-1093 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

◇駿河区: ☎054-287-8674 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号

◆清水区: ☎054-354-2120 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

※手続き一覧はコチラ



静岡市HP

【重要】電子申請の際の注意事項

次の①～③に該当した場合、不備扱いとなり、児童手当は支給されません

①電子認証がエラーとなった場合

住所、氏名、生年月日、続柄の変更後にマイナンバーの変更手続きを実施していない場合、電子認証エラーとなります。

※変更後すぐに手続きした場合、ぴったりサービスの電子申請システムに変更後の情報の反映が間に合わずエラーとなる場合があります

②申請者が請求者（受給者）でない場合

電子申請は請求者（受給者）本人のみお手続きが可能です（代理申請不可）。

③電子認証が請求者（受給者）のものではない場合

電子申請は請求者（受給者）本人のマイナンバーカードでのみお手続きが可能です（請求者（受給者）以外のマイナンバーカードによる申請不可）。

電子申請が不備扱いとなった場合の対応

①電子認証がエラーとなった場合

電子認証エラーを解消していただいたのちに、再度電子申請を行うか、各区子育て支援課窓口で紙様式の申請書を提出してください。

②申請者が請求者（受給者）でない場合 または

③電子認証が請求者（受給者）のものではない場合

次のいずれかの方法で再度お手続きしてください。

(ア) 請求者（受給者）本人が、再度電子申請を行うか、各区子育て支援課窓口で紙様式の申請書を提出してください。

(イ) 請求者（受給者）が記載した委任状、請求者（受給者）及び申請者の本人確認書類を、各区子育て支援課まで追加で提出してください。

※電子申請についてはコチラにも掲載しています



静岡市HP